

# 令和2年度福岡市雇用対策協定に基づく実施計画

福岡市

連携して取り組む雇用施策

福岡労働局

- ・「就労相談窓口」において、就職相談などを実施し、就職支援を行う。
- ・大学等新卒者、既卒者のために大学等合同会社面談会を共同開催する。
- ・若年求職者を対象とした、心理的サポート(臨床心理士による個別相談やグループカウンセリングなど)を実施する。
- ・正社員就職希望者に対し、正社員求人の開拓・紹介・心理的サポートなどを行う。
- ・事業者の採用活動と大学等新卒者等の就職活動促進のため、オンライン上の合同会社説明会を実施する。

## 若年者の就職促進、自立支援対策の推進

- ◆新卒者、既卒者に対する就職支援を連携して実施する。
- ◆フリーター等の正社員就職を支援し、若年無業者等の若者に対する職業的自立を支援する。
- ◆「シティハローワークはかた」において、「福岡市就労相談窓口事業」と職業相談・職業紹介を一体的に実施する。

《目標》 新規高卒者の就職内定率  
98.6%以上 (R元年度実績:98.6%)  
《目標》 若者の常用雇用者数  
2,000人以上 (R元年度実績:3,516人)

- ・高校新卒者支援のため、市と実行委員会を構成の上、就職面談会を開催し、就職を支援する。
- ・大学等新卒者、既卒者支援のため面談会を共同開催する。
- ・市と共同して新卒者のために事業主団体等に求人要請を行う。
- ・就職氷河期世代活躍支援「ふくおかプラットフォーム」を運営し、市との連携体制を構築する。
- ・市が行う就労相談窓口事業及び福岡県若者サポートステーションが行う事業の周知・誘導のため連携する。
- ・担当者制など個別支援による就職支援を行う。

- ・福岡市ひとり親家庭支援センターでの就業相談、職業紹介の実施及び「ひとり親家庭自立支援給付金事業」の活用等を推進する。
- ・再就職を希望する女性を対象とした就職セミナーを実施する。
- ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定支援など、次世代育成、男女共同参画を支援する事業を実施する。

## 子育て女性等に対する就職支援の推進

- ◆相互の連携により子育て女性等の就職支援を実施する。

《目標》 子育て中等の求職者支援数  
6,000人以上 (R元年度実績:6,568人)  
マザーズハローワーク・コーナーで担当者制による就職支援数 1,700人以上  
(R元年度実績:1,955人)  
就職率 93.4%以上  
(R元年度実績:92.7%)

- ・市及び関係機関が行う支援メニューを周知し、誘導を行う。
- ・マザーズハローワーク及びマザーズコーナーにおいて、担当者制による個別支援を行う。
- ・マザーズハローワークにおいて、子育て女性等を対象にしたセミナーを開催する。
- ・ひとり親や出産・育児によるブランクがある女性に対する職業訓練窓口への誘導・あっせん機能を強化する。

- ・福岡地域の雇用促進面談会・障害者対象合同企業説明会を共催する。
- ・特別支援学校を対象に職場実習のための事業所面接会を共催するとともに、企業、保護者、教員対象セミナー等を実施する。
- ・福岡市障がい者就労支援センターにおいて、ジョブコーチ等支援や職場開拓等を実施する。

## 障がい者に対する就労支援の推進

- ◆福祉・教育から雇用への移行を一層推進するため、市が策定した福岡市障がい保健福祉計画を踏まえながら、各分野の関係機関のネットワークを活用した就労支援の強化を図る。

《目標》 福岡地域のハローワークを通じた就職件数 2,218人以上  
(R元年度実績:2,218人)

- ・福岡地域の雇用促進面談会・障害者対象合同企業説明会を共催する。
- ・特別支援学校を対象とした職場実習のための事業所面接会を共催する。
- ・福岡市障がい者就労支援センター、発達障がい者支援センターと連携して、就職等支援及び必要な事業所支援に努める。

- ・新たに生活保護を開始する者へ早期の支援を行う。
- ・ハローワークと連携して生活保護受給に至らない者等の支援を行う。
- ・ハローワークと連携した常設窓口を含め、ワンストップ型の支援体制の整備に努める。
- ・自立相談支援事業を実施する。
- ・市は労働局・ハローワークの当該事業に基づく各種支援、職業訓練等への誘導・選定に係る協力を行う。

## 生活保護受給者などの生活困窮者に対する就労支援の推進

- ◆生活保護受給者等の生活困窮者を広く対象に、一体となった就労支援体制の整備に努め、早期支援を徹底するなど、就労支援を強化する。

《目標》 生活保護受給者等就労自立支援事業の支援対象者数 1,626人 (R元年度実績:1,799人)  
就職件数 1,091人 (R元年度実績:988人)  
(※支援対象者の67.0%) (R元年度実績:54.9%)

- ・新たに生活保護を開始する者、生活保護の受給に至らない者等の個別就労支援を行う。
- ・福祉事務所に設置する常設窓口により、ワンストップでの就労支援を行う。
- ・市が実施する自立相談支援事業との連携・周知に努め、支援対象者に対する就労支援を行う。
- ・区役所内でパンフレットによる職業訓練情報を提供する。

- ・就労相談窓口において、就労相談等を実施する。
- ・就労相談窓口を利用する求職者に対し、心理的サポート(臨床心理士による個別相談やグループカウンセリングなど)を行う。
- ・就労相談窓口やアミカス事業利用者に、ハローワークに関する情報提供及び誘導を行う。

## 一体的実施事業の取組の推進

- ◆「就労相談窓口事業」と「シティハローワークはかた」において職業相談・職業紹介を一体的に実施する。
- ◆「就労相談窓口事業」、「アミカス事業」と「シティハローワークみなみ」において、国の職業相談・職業紹介を一体的に実施する。

《目標》  
○シティハローワークはかた  
利用者 12,000人 (R元年度実績:14,402人)  
就職者数 550人 (R元年度実績:748人)  
○シティハローワークみなみ  
利用者数 15,500人 (R元年度実績:18,460人)  
就職者数 500人 (R元年度実績:641人)

- ・「シティハローワークはかた」、「シティハローワークみなみ」は、「就労相談窓口事業」、「アミカス事業」と連携し相互に誘導、就職支援を行う。
- ・担当者制による個別支援を行う。
- ・「シティハローワークはかた」、「シティハローワークみなみ」について、積極的な周知、利用促進を図る。

福岡労働局

# 令和2年度福岡市雇用対策協定に基づく実施計画

福岡市

連携して取り組む雇用施策

福岡労働局

・労働局が開催する事業主向けセミナーの周知広報を行う。  
・外国人が、在留手続、雇用、医療、福祉等の生活に係る相談場所に迅速に到達できるよう「福岡市外国人総合相談支援センター」を設置し、情報提供及び相談を多言語で行い、状況に応じハローワーク等の関係機関への取次ぎを行う。

## 地域における外国人の就労支援等の推進

◆市と労働局は、情報共有や相互連携を図りながら、特定技能外国人をはじめとする外国人労働者の適切な雇用管理・環境整備、就労等支援等を行う。

・就職ガイダンスの開催等により留学生への就労支援を行う。  
・事業主向けセミナーにより集团的企業支援を行う。  
・外国人雇用管理アドバイザー等による個別企業への支援を行う。  
・外国人労働者と地元企業とのマッチングを行い、市の生活関連情報等を周知し、状況に応じ「福岡市外国人総合相談支援センター」へ誘導する。

・企業における労働市場情報や人材ニーズに関する情報をハローワークへ提供する。  
・融資制度の円滑な運用と経営相談を実施する。  
・新しい産業の創出や地場企業の活性化、企業等の立地や誘致等により、雇用の受け皿を創出する。  
・福岡市求人特集WEBサイトを運用し、地場企業と求職者のマッチングを支援促進する。  
・外国人材採用に関する情報やノウハウを提供するセミナーを実施する。

## 雇用創出・雇用確保に向けた取組の推進

◆市が行う雇用創出、企業誘致の取組による人材ニーズについて、ハローワークにおいて、求職者とのマッチングを行うとともに、対象企業に対しては雇用関係助成金の周知を行う等、人材確保支援を行う。

・市の要請に基づき、地域の雇用情勢などの情報提供を行う。  
・企業誘致の際は、雇用関係助成金の周知等を行うとともに、人材確保を支援する。